

第 43 回全国高等学校総合文化祭(2019 さが総文)における個人情報の取扱いについて

第 43 回全国高等学校総合文化祭(2019 さが総文)における個人情報(肖像権に関わるものを含む。)について、第 43 回全国高等学校総合文化祭佐賀県実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、次のとおり取り扱うものとする。

1 個人情報の内容

- (1) 運営に携わる生徒の氏名、学校名、学年及び性別
- (2) 参加者(展示発表作品制作者を含む。)の氏名、学校名、学年、性別及び競技・審査結果
- (3) 参加者及び展示発表作品の写真・映像等

2 個人情報の取得方法

- (1) 参加申込書
- (2) 三県交流・二県交流・国際交流への参加に関する調査
- (3) 競技・審査結果報告
- (4) 実行委員会が許可した業者等による記録写真及び記録映像
- (5) その他開催に必要な調査等

3 個人情報の利用目的

- (1) プログラム、部門作品集等への掲載
- (2) 実施要領、運営要領等への掲載
- (3) 展示キャプション等への掲載
- (4) 会場内アナウンス等
- (5) 実行委員会ホームページ、公式 SNS、記録集、記録 DVD 等記録関係冊子への掲載
- (6) 報道機関等への提供

4 個人情報の利用制限

取得した個人情報は、原則として前項の利用目的以外での使用及び第三者への提供を行わない。ただし、個人情報の保護に関する法律第 23 条第 1 項各号(※)に定める場合を除く。

5 個人情報の適正管理

- (1) 個人情報は厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じる。
- (2) 管理する必要がなくなった個人情報は速やかに破棄する。

6 取扱いの周知方法

- (1) 運営に携わる生徒及び参加者への文書配付
- (2) 開催関係文書(実施要領等)への記載
- (3) 実行委員会ホームページへの掲載

7 その他

- (1) 緊急の場合、医療機関等との間で個人情報を提供又は収集することがある。
- (2) 演奏、演技、展示、競技等の様子について、実行委員会が許可した業者が撮影することがある。

※【参考】個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)

(第三者提供の制限)

第 23 条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2~6 (略)